

青森県報

第二千九百五十七号

平成二十年
七月十一日
(金曜日)

目次

告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
 障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……一

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行
 う事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二
 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃
 止の届出……………(同) ……二

障害者自立支援法による指定相談支援事業者の相談支援事
 業を行う事業所の名称変更の届出……………(同) ……三
 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……三

公 告

入会林野整備計画の認可……………(林政課) ……三
 建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……三

右 同……………(同) ……四

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域) ……四
 土地改良事業の工事の完了……………(三八地域) ……五

右 同……………(同) ……五

土地改良区の役員の退任……………(上北地域) ……六

土地改良事業の工事の完了……………(同) ……六

右 同……………(同) ……六

告 示

青森県告示第五百三十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、
 自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一
 号の規定により公示する。

平成二十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みんゆう調剤薬局十和田店	十和田市西十二番町一〇の二二	平成二〇・七一

青森県告示第五百三十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、
 次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の
 規定により公示する。

平成二十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所		指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	事業者		名 称	所 在 地	
社会福祉法人・花	弘前市大字藤代二丁目一一の六	自立訓練(生活訓練)	自立訓練(生活訓練)事業所	弘前市大字藤代二丁目一一の六	平成二〇・七一	

社会福祉法人養正会	三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四	就労継続支援B型	ホープフルのぎく園	三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四	"
社会福祉法人養正会	三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四	就労移行支援	ホープフルのぎく園	三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四	"
社会福祉法人養正会	三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四	生活介護	ホープフルのぎく園	三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四	"
株式会社ベールーフ	八戸市大字新井田字出口平一七	就労継続支援B型	指定障害福祉サービス施設 エレストラ ン茶居花	八戸市大字新井田字出口平三二の二	"
合同会社ふれ愛ブラザあおば	八戸市青葉二丁目一六の一七	就労移行支援	就労移行支援事業所あおば	八戸市青葉二丁目一六の一七	"
社会福祉法人・花	弘前市大字藤代二丁目一一の六	共同生活援助	地域移行型ホーム事業所「さくら」	弘前市大字藤代二丁目一一の六	"
社会福祉法人・花	弘前市大字藤代二丁目一一の六	就労移行支援	就労移行支援事業所「はな」	弘前市大字藤代二丁目一一の六	"

青森県告示第五百三十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社こどもり	株式会社こどもり	北津軽郡中泊町大字小一〇の〇	北津軽郡中泊町大字小一〇の〇	特定非常営利活動法人「里人」	青森市浪打二丁目九	財団法人済誠会	和田市西三番町二の二	指定障害福祉サービス
重度訪問介護	居宅介護	就労移行支援	共同生活援助	障害福祉サービス種類	障害福祉サービス	障害福祉サービス	障害福祉サービス	障害福祉サービス
株式会社こどもりヘルパーズ	株式会社こどもりヘルパーズ	北津軽郡中泊町大字小一〇の〇	北津軽郡中泊町大字小一〇の〇	就労移行支援事業所「下北」	むつ市小川三丁目三	グループホーム十二番館	和田市西三番町一八の一	障害福祉サービス
北津軽郡中泊町大字小一〇の〇	北津軽郡中泊町大字小一〇の〇	むつ市小川三丁目三	むつ市大平五二の六	就労移行支援事業所「下北」	むつ市小川三丁目三	和田市東三番町一八の一	和田市西三番町一八の一	障害福祉サービス
"	二〇一七	二〇一七	二〇一七	二〇一七	二〇一七	平成二〇一七	平成二〇一七	年月日

青森県告示第五百三十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスを廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	社会福祉法人養正会
障害福祉サービスの種類	主たる事務所の所在地	三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四
障害福祉サービス事業を行う事業所	名称	知的障害者授産施設（通所）のほぐきく園
廃止年月日	所在地	三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四
		平成二〇・六・三〇

青森県告示第五百三十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者から相談支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	区分	名称
相談支援事業を行う事業所	主たる事務所の所在地	医療法人杏林会
	名称	地域生活支援センターハートステーション
	所在地	東京都目黒区中央町二丁目五の二
	変更年月日	八戸市小中野八丁目一四の二四 平成一九・四・一

青森県告示第五百三十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定によ

り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	向井田春海
勤務する病院等	八戸赤十字病院
診療科目	八戸市大字田面木字中明戸二
指定年月日	循環器科（心臓機能障害）
	平成二〇・七・一

公 告

入会林野整備計画の認可

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百十六号）第十一条第一項の規定により、蓬田村広瀬地区入会林野整備組合に係る広瀬地区入会林野整備計画を平成二十年七月四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社勝山建設
- 二 代表者の氏名 勝山 誠之
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西十四番町二八の二六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一七〇四号
- 五 取消年月日 平成二十年六月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年五月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社勝山建設
- 二 代表者の氏名 勝山 誠之
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西十四番町二八の二六
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第一七〇四号
- 五 取消年月日 平成二十年六月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年五月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年七月十一日

中南地域県民局長 佐藤 和雄

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	北谷 丑信	北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松一三二の一	平成 二〇・五・二〇就任
"	齋藤 秀弥	弘前市大字石川字長者森七七の二	"
"	古川 尊祥	平川市沖館長田九一の一	"
"	三上 祐弘	北津軽郡板柳町大字石野字宮本三三三	"
"	阿部 守喜	北津軽郡大鰐町大字八幡館字水入五七の	"
"	古川 昭二	平川市柏木町柳田一一二	"
"	小山内健一	" 大光寺一滝本一五三	"
"	小笠原 進	五所川原市大字田川字高松八三の一	"
"	佐藤 彦弘	" 大字藻川字川袋二八一の四六	"
"	工藤 国治	北津軽郡鶴田町大字山道字押眠八二の二	"
"	三浦 勉	" " 字小泉一二五の三	"
"	一戸 周逸	五所川原市大字藻川字川袋二	"
"	桑田 功	弘前市大字大沢字下村元一〇〇の一	"
"	一戸 辰美	北津軽郡鶴田町大字中野字種元二	"
"	石岡 政憲	弘前市大字小比内一丁目一三の二	"
監事	杉田利八郎	平川市館田中前田一〇七の八	"
"	木村 一彦	五所川原市大字高瀬字一本柳一五八	"
"	工藤 繁廣	弘前市大字大清水三丁目四の二	"
"	坂本 安仁	北津軽郡鶴田町大字強巻字翁柳一二八	"

理事	北谷 丑信	一 "	大字鶴田字生松一三二の二〇・五二九退任
"	長尾健一郎	五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五八	"
"	佐藤 金市	弘前市大字清水字下広野七の二七	"
"	工藤 長紀	平川市杉館宮元一八九の二	"
"	三上 祐弘	北津軽郡板柳町大字石野字宮本三三三	"
"	古川 尊祥	平川市沖館長田九一の一	"
"	三浦 一雄	" 石郷柳田四六の七	"
"	成田 清逸	五所川原市大字高瀬字一本柳九五の三	"
"	石岡 政憲	弘前市大字小比内一丁目一三の二	"
"	小山内健一	平川市大光寺一滝本一五三	"
"	相馬義二三	弘前市大字松木平字松元九五	"
"	宮本 嘉四太郎	五所川原市字下平井町四七の一	"
"	齋藤 秀弥	弘前市大字石川字長者森七七の二	"
"	三浦 勉	北津軽郡鶴田町大字山道字小泉二二五の三	"
監事	工藤 国治	" "	字押眠八二の二
"	桑田 功	弘前市大字大沢字下村元一〇〇の一	"
"	一戸 周逸	五所川原市大字藻川字川袋二	"
"	杉田利八郎	平川市館田中前田一〇七の八	"
"	奈良 功	北津軽郡鶴田町大字胡桃館字蓮沼七一の一	"

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年七月十一日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

十九年災農地災害復旧事業	六一一	南 部 町	平成二〇・五二三
土地改良事業の名称	事業を行う者	年月日	完了

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年七月十一日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

十九年災農地災害復旧事業	五八一	三 戸 町	平成二〇・五二五
十九年災農地災害復旧事業	五八二	"	"
十九年災農地災害復旧事業	五八三	"	"
十九年災農地災害復旧事業	五八四	"	"
十九年災農地災害復旧事業	五八五	"	"
十九年災農地災害復旧事業	五八六	"	"
十九年災農地災害復旧事業	五八七	"	"
十九年災農地災害復旧事業	五八八	"	"
十九年災農地災害復旧事業	五八九	"	"
十九年災農業用施設災害復旧事業五八一〇一	一〇一	"	"
十九年災農業用施設災害復旧事業五八一〇二	一〇二	"	"
十九年災農業用施設災害復旧事業五八一〇三	一〇三	"	"
土地改良事業の名称	事業を行う者	年月日	完了

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年七月十一日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	中野渡 一郎	十和田市大字深持字小橋二の二	平成二〇・三・三

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年七月十一日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
前倉前地区基盤整備促進事業	おいらせ町	平成二〇・一・三〇

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第二項の規定により公告する。

平成二十年七月十一日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
上野	かんがい排水事業	平成二〇・三・一九
早川	ため池等整備事業	二〇・三・二四
上谷地	〃	一三・三・二〇
清水目	防災ダム事業	一三・二・二五
南斗内	ため池等整備事業	一三・三・二〇
横浜	中山間地域総合整備事業（農道整備）	一三・三・三三
〃	（農地防災）	一四・三・二〇
〃	（農業用排水施設整備）	一五・三・二〇
〃	（農地保全）	一五・六・三〇
庄内	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	一七・九・三〇
横浜	〃	二〇・二・一
十和田南部	広域営農団地農道整備事業	二〇・二・二〇
織笠	水田農業経営確立排水対策特別事業	二〇・三・二二
赤沼	ため池等整備事業	二〇・三・一九
沢田	〃	二〇・三・三

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県森

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭